

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ FAX 444-0815

みんなの広場

お知らせ

地球温暖化防止活動推進員を募集します

地球温暖化対策の普及啓発活動を行うボランティアを募集しています。

推進員は、節電やごみの減量など自らの日常生活でできる温暖化対策を行いながら、地域イベントへの参加や出前講座の講師を務めるなど、さまざまな活動を行っています。

あなたの特技や経験・ネットワークを生かして、地域で活躍してみませんか。

千葉県地球温暖化防止活動推進センターのホームページから応募申請書をダウンロードし、郵送またはFAXで申し込み。

10月31日(火) (必着)



〒260-0024

千葉県中央区中央港1-11-1
FAX 247-4152

千葉県地球温暖化防止活動推進センター

246-2180

障害者雇用促進就職面接会

ハローワークでは、千葉県および千葉市との共催により、おおよび千葉市との共催により、身体、知的、精神障害者の方を対象とした就職面接会を開催します(要申込)。

参加企業は、ハローワーク千葉および千葉南管轄内の企業を中心に約80社を予定しています。

10月27日(金)

午後1時～4時

千葉ポートアリーナ

(メインアリーナ)

10月6日(金)

ハローワーク千葉専門援助部門

242-1181

(部門コード43#)

第4回チャリティ音楽祭

スーパライブ2023を開催

共生社会の実現をテーマに全国各地から集まった全盲のミュージシャンらによるチャリティ音楽祭を開催します。

10月21日(土)

午前11時～午後6時

千葉県美浜文化ホール

(メインホール)

千葉県美浜区真砂5-15-2

入場料 前売券 2000円

当日券 2400円

※全席自由で全354席(車いす席3席)あります。途中入退場もできます。

詳しくは、スーパライブ公式サイト、または市ホームページをご覧ください。

公式サイトを

ページを

ご覧ください。

ハローワーク

千葉市

ハローワーク

千葉市

ハローワーク

ハローワーク

介護に関する入門的研修

千葉県委託事業者が実施する研修で、「介護の基礎知識」や「資格・仕事内容」などを

介護職から聞けるチャンスです。職場見学や就職支援などの個別相談も行います。

9月25日(月)・10月2日(月)・10月4日(水)・10月10日(火)

午前9時30分～午後4時40分

東金中央コミュニティセンター

(東金市東岩崎1-20)

介護職や介護に興味・関心がある方

20人(先着順)

無料

稲毛ペコリーノ

0120-86-5124

(木曜・日曜日を除く)

ポリテクセンター君津の

受講生募集

ポリテクセンター君津は、

国が設置・運営する公共職業

訓練施設で、求職者の方が再

就職に有利になる専門的な知

識や技能を習得するための職

業訓練を行っています。

募集料

① テクニカルメタルワーク科

(溶接・荷役コース)

11月生(6カ月訓練)

② CAD/機械加工科

12月生(6カ月訓練)

受講料 無料(テキスト代の

み自己負担1~2万円程度)

募集期間

① 9月26日(火)まで

② 9月11日(月)~10月20日(金)

離職中または転職を考えて

いる方

無料

千葉家庭裁判所佐倉支部

444-1216

「中退共」で従業員の勤労意欲の向上を

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。

国による掛金の一部助成や、税法上の優遇が受けられ、社

外積立なので管理も簡単です。

勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

03-6907-1234

調停手続相談

弁護士を含む調停委員が、

調停制度と手続きの相談に応

じます。

佐倉会場

10月7日(土)

四街道会場

10月21日(土)

成田会場

10月21日(土)

場もりんぴあこうづ

各日午前10時～午後3時

(受付は午後2時30分まで)

無料

千葉家庭裁判所佐倉支部

444-1216

市役所第1庁舎のトイレ改修工事のお知らせ

市役所第1庁舎のトイレ改修工事を令和6年1月中旬まで実施しています。

工事期間中は、第1庁舎1階～3階のトイレが使用できなくなりますので、第1庁舎裏に設置した仮設トイレ、第3庁舎または、総合保健福祉センターのトイレをご利用ください。

ご迷惑とご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。



市ホームページ

財政課 443-1117

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取るには、請求書を提出する必要があります。また、新たに対象となる方には、日本年金機構(年金事務所)から通知が送付されます。

対象となる方

老齢基礎年金受給者(①～③を満たす方)
障害基礎年金受給者・遺族基礎年金受給者(④に該当する方)

- ① 65歳以上の方
- ② 世帯員全員が市町村民税非課税の方
- ③ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下の方
- ④ 前年の所得額が約472万円以下の方

請求手続き

年金受給中の方で、新たに年金生活者支援給付金の対象となる方

9月上旬から、日本年金機構より年金生活者支援給付金請求書が送付されます。請求手続きを令和6年1月4日(木)までに完了すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または国保年金課で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をたずねたり、手数料などの金銭を求めるとはなりません。特殊詐欺にご注意ください。

年金生活者支援給付金請求の問い合わせ先

給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)

0570-05-4092



厚生労働省ホームページ